

# 十日町市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
十日町市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4
6. 本計画の見直しについて	4

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

教育職員一人一人が児童生徒とじっくり向き合い、心を通わせた教育活動に専念できるようにするために、教育職員の負担を軽減し、健康な心身でやりがいをもてるような職場環境を実現する。

### (2) 本市の現状

本市では、令和2年度から校務支援システムを導入し、教育職員間の連絡、成績管理、出席管理等のデジタル化を進めることで、業務量の削減を図った。また、情報配信アプリを導入し、メール配信、アンケート、欠席連絡等の機能を活用することにより、保護者との連絡に係る業務の効率化を進めた。さらに、出退校管理システムを活用して時間外在校等時間の状況把握を行い、教育職員の時間管理に対する意識の向上を図っている。

令和6年度には、休日における部活動の地域展開を一部の種目で開始したほか、市教育委員会において、保護者を対象に教育職員の勤務時間に関する理解促進のための周知を行うなど、教育職員の在校等時間の適正な管理及びその縮減に継続的に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月35時間	30.4%	2.4%
中学校	月39時間	42.8%	8.9%
特別支援学校	月25時間	8.3%	0%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で30.4%、中学校で42.8%、特別支援学校8.3%となっている。事務処理（国、県等の報告、調査等）や生徒指導上の対応、部活動指導などの業務の負担感が大きくなっている。事務的な負担低減、部活動の地域展開、児童生徒・家庭への支援体制強化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする

	R6	R8	R9	R10	R11
小学校	69.6%	80%	87%	94%	100%
中学校	57.2%	70%	80%	90%	100%
特別支援学校	91.7%	95%	100%	100%	100%

1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

	R6	R8	R9	R10	R11
小学校	35時間	33時間	31時間	30時間	30時間
中学校	39時間	37時間	35時間	33時間	30時間
特別支援学校	25時間	23時間	21時間	19時間	17時間

## (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

【平均11日、15日3時間～8日2時間】

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 0%にする。【1%】

	R6	R8	R9	R10	R11
年次有給休暇	11日	12日	13日	14日	15日
高ストレス者割合	1%	0%	0%	0%	0%

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3. 計画の期間 令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・ 各地域の実情を踏まえ、学校運営協議会等を通じて、保護者及び地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
  - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、関係者間で認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
  - ・ 給食費については、令和6年度より公会計化を実現した。今後、学校預り金に関わる徴収や徴収手続き等の精査を進める。
- ④ 地域学校協働活動に係る連絡調整（「3分類」④関係）
  - ・ 地域学校協働活動に係る連絡調整等は、コミュニティ・スクールの地域学校支援コーディネーターが担うこととし、保護者・地域住民の積極的な参画を推進する。そのために、コミュニティ・スクール推進協議会を開催し、各地域や学校の情報交流や研修会等を実施する。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
  - ・ 保護者等からの過剰な苦情及び不当な要求があった場合には、学校教育課担当（指導管理主事）が窓口となり、助言を行うとともに、学校と連携して対応する。
  - ・ 市長部局と連携を図りつつ、保護者等からの苦情等に対応する相談窓口設置及び、学校が弁護士等の専門家を活用できる体制の整備を検討・推進する。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
  - ・ 校務支援システムの機能等を活用し、市から学校に依頼する調査の回答に係る事務負担の軽減を図る。令和8年度から学校事務体制の強化のため共同学校事務室を設置する。
- ② 学校の広報資料・ウェブサイトの作成及び管理（「3分類」⑦関係）
  - ・ 管理職を中心に、事務職員等の協力を得ながら、作成及び管理を行う。
- ③ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
  - ・ 市教育委員会施設設備担当、ICTを支援する人材及び外部委託先（ヘルプデスク）が連携し、日常的な保守・管理を行う。
- ④ 学校プールの管理（「3分類」⑨関係）
  - ・ 「ひだまりプール」や「十日町体力づくり支援センター」等の外部施設を活用し、学

校でのプール管理の業務を軽減する。

- ⑤ 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）
  - ・ 教頭に固定せず、機械警備や市職員との役割分担の見直し等を進める。
- ⑥ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）
  - ・ コミュニティ・スクールを活用し、地域コミュニティや地域住民等の参画を促進する。
- ⑦ 校内清掃及び屋外の環境整備（「3分類」⑫関係）
  - ・ 校内清掃の回数や範囲を合理化するとともに、校内大清掃や屋外の環境整備（花壇や畑の準備等）に保護者や地域の方々に依頼し、協力を得る。
- ⑧ 部活動の地域展開（「3分類」⑬）関係）
  - ・ 令和8年度8月から、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
  - ・ 令和9年度以降、休日部活動展開の実施状況を基に、平日の部活動の地域展開について中期的な視点で検討・推進する。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ① 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）
  - ・ 食に関する指導については栄養教諭等が対応するなど、教諭の負担軽減を図る。
- ② 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
  - ・ 教員業務支援員の配置に努め、授業準備や採点作業等を支援する。
  - ・ 校務支援システムの機能を活用し、事務負担を軽減する。
- ③ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
  - ・ 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進する。
- ④ 進路指導の準備（「3分類」⑱関係）
  - ・ 進学先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進する。
- ⑤ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
  - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的知見を活用した支援体制を構築する。
  - ・ 教育委員会に「十日町市特別支援教育推進チーム」を設置し、ふれあいの丘支援学校のセンター的機能を生かしながら、巡回相談、就学支援等を実施する。
  - ・ 医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を、少なくとも年1回は実施する。
  - ・ 教育支援員、医療的ケア看護職員等の人材の拡充を行う。

## （2）学校における措置の推進

次の取組を通じて、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 学校の「基本的な方針」について
  - ・ 業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を明記し、教職員、保護者及び地域に説明し、理解を得る。
- ② 各学校の教育課程における年間総授業時数や授業時数
  - ・ 年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
  - ・ 標準授業時数を大幅に上回る場合（小4以上は年間で1086単位時間以上）は、指導体制に見合ったものとなるよう見直す。
  - ・ 形骸化している活動を見直し、清掃時間の頻度の調整、放課後活動の活動時間の勤務時間内での設定等、柔軟に日課表の工夫を行う。
- ③ デジタル技術の活用
  - ・ 県クラウド校務支援システムを活用し、表帳簿や報告等のデジタル化を進める。
  - ・ 電話回線の増設、勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設置を推進する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 継続的に1箇月時間外在校等時間が80時間を超えている教育職員や、ストレスチェックの医療受診が必要と判断された教育職員は、医師による面接指導を確実に実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 県の相談窓口に加え、令和10年度までに健康及び福祉の相談窓口を設置し対応に当たる。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得促進を行う。
- ・ 定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、夏季・冬季休業の閉庁日設定及び期間拡大を推進する。
- ・ 長期休業中の早出遅出勤務制度の積極的な活用を図る。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

### 【教育委員会】

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、当市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に関わる人材（教育支援員、医療・福祉・心理の関係）の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況改善を目指し、当該学校に対する個別指導を行う。
- ・ 市主催定例校長会又は教頭会において、教育職員の担う業務の適正化に関わる研修会や情報共有の場を設定し、教育委員会からの支援を強化する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

### 【学 校】

- ・ 年1回以上、学校運営協議会において、自校の在校等時間の状況と働き方改革等の業務量管理に関わる内容を議題として取り上げ、協議を行う。その際、学校支援ボランティアや地域と学校との連携体制等を話し合い、地域と学校が一体となって教育活動を推進できるようにする。
- ・ 校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

## 6. 本計画の見直しについて

- ・ 本計画については、毎年度、業務量の状況と働き方改革の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。